

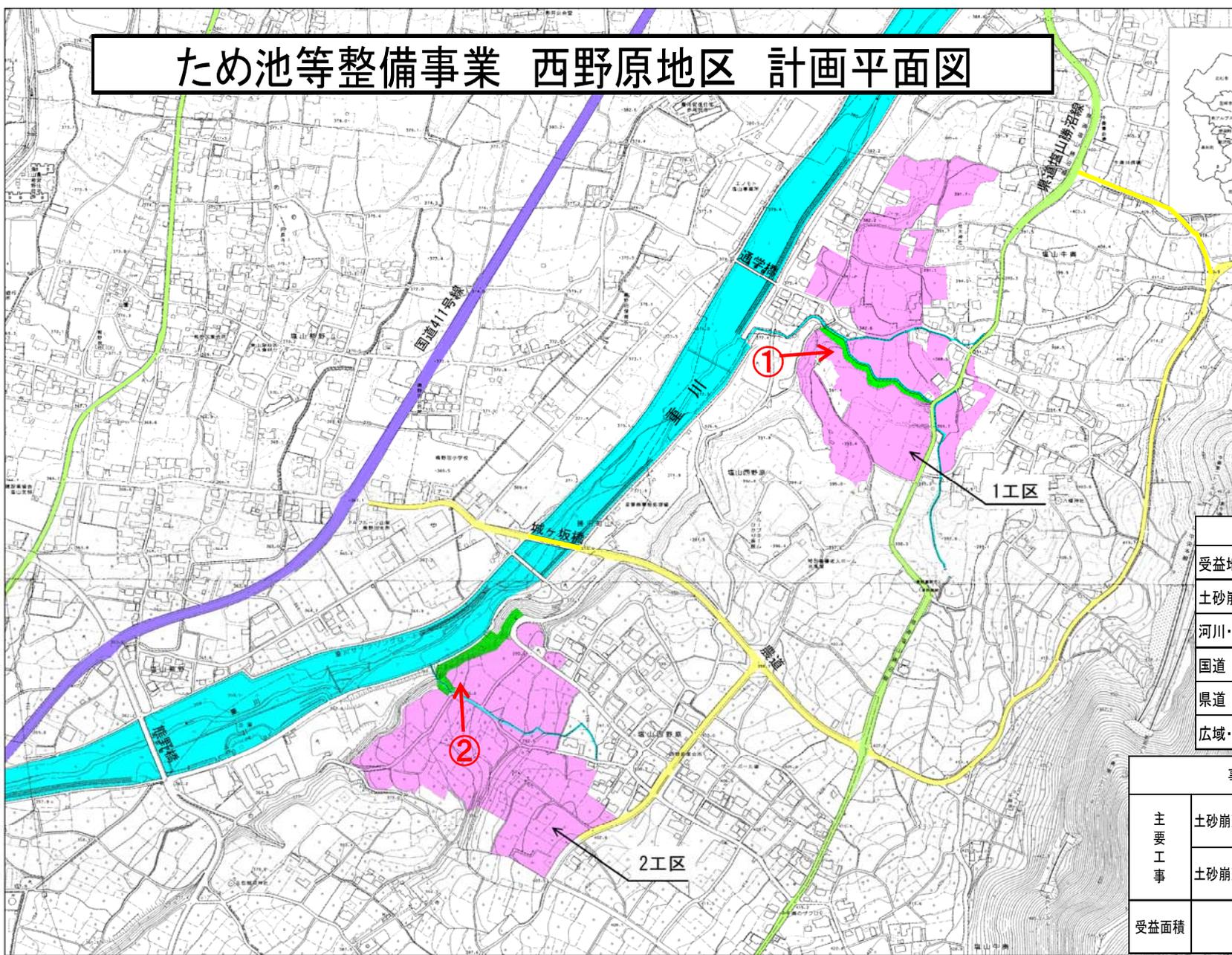
NO. 4 事業名 ため池等整備事業（国補）

箇所・地区名 にしのはら 西野原

1. 事業評価説明シート

事業名 ため池等整備事業（国補）	事業箇所 甲州市塩山西野原	地区名 にしのはら 西野原	事業主体 山梨県															
<p>(1) 事業概要</p> <p>①課題・背景 本地区は、県内でも有数な、もも・ぶどうの果樹栽培を中心とした営農が盛んな地域である。しかし、丘陵地の農地が多く、近年頻発する豪雨等による農地の浸食や崩落により、農業用排水路や農地への農業被害が発生している。また、崩落規模が拡大した場合は、農業被害にとどまらず、民家や生活道路にも大きな影響が想定される。このため、土砂崩落防止対策により、農地や農業施設及び民家等への災害被害を未然に防ぎ、地域の安全、安心を確保することにより、継続的な農業の振興を図りたい。</p> <p>②整備目標・効果</p> <p>□主要目標 ○農業生産力の向上 ・農業所得増加額 594千円/ha ≥ 351千円/ha （※評価基準値）</p> <p>□副次目標 ○農業用排水能力の向上 ・（計画用排水能力2.05m³/S）÷（現況用排水能力2.05m³/S） = 1.00 （※評価基準値）</p> <p>□副次効果 ○農地の保全 ○既存施設の崩壊危険性の排除</p>		<p>(3) 事業の妥当性評価 妥当・妥当でない</p> <p>①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か） <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・本地区は、大規模地震対策特別措置法第3条に基づき指定された地震防災対策強化地域であり、防災対策整備として行政が行うべきである。</p> <p>②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか） <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・土地改良法施行令第50条1項3の3により県が事業主体となって行うべきである。</p> <p>③経済妥当性 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 費用便益費 便益（B）/費用（C）= 1.90 > 1.0 ・便益（B）= 489.3百万円、・費用（C）= 256.4百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・農地、農業集落の安全を考慮する上で必要な整備量としている。</p> <p>⑤整備手法の有効性 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・受益面積規模、事業対象工種から、ため池等整備事業で対応することが妥当である。</p> <p>⑥環境負荷への配慮 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・工事の際は、環境等への影響を最小限にするよう措置を講じる。</p> <p>⑦事業計画の熟度 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ・早期着工の要望あり</p> <p style="text-align: center;">総合評価 [貢献度ランク：b] <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>																
<p>(2) 整備内容と整備量</p> <p>①整備内容 土砂崩落防止2箇所 0.5ha</p> <p>②整備期間 平成26年度～平成30年度</p> <p>③総事業費 約3億円 （国費1.5億円(5/10)県費0.75億円(2.5/10)市費等0.75億円(2.5/10)）</p> <p>④全体計画 （年度別整備内容） （事業費）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成26年度</td> <td>測量調査設計</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>土砂崩落防止施設</td> <td style="text-align: right;">80百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>土砂崩落防止施設</td> <td style="text-align: right;">80百万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>土砂崩落防止施設</td> <td style="text-align: right;">80百万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>土砂崩落防止施設</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> </table> <p>⑤既整備内容・期間・事業費 畑地帯総合整備事業 山地区 H22～H27 約19億円</p>		平成26年度	測量調査設計	20百万円	平成27年度	土砂崩落防止施設	80百万円	平成28年度	土砂崩落防止施設	80百万円	平成29年度	土砂崩落防止施設	80百万円	平成30年度	土砂崩落防止施設	40百万円	<p>【事業位置図等】</p>	
平成26年度	測量調査設計	20百万円																
平成27年度	土砂崩落防止施設	80百万円																
平成28年度	土砂崩落防止施設	80百万円																
平成29年度	土砂崩落防止施設	80百万円																
平成30年度	土砂崩落防止施設	40百万円																

ため池等整備事業 西野原地区 計画平面図

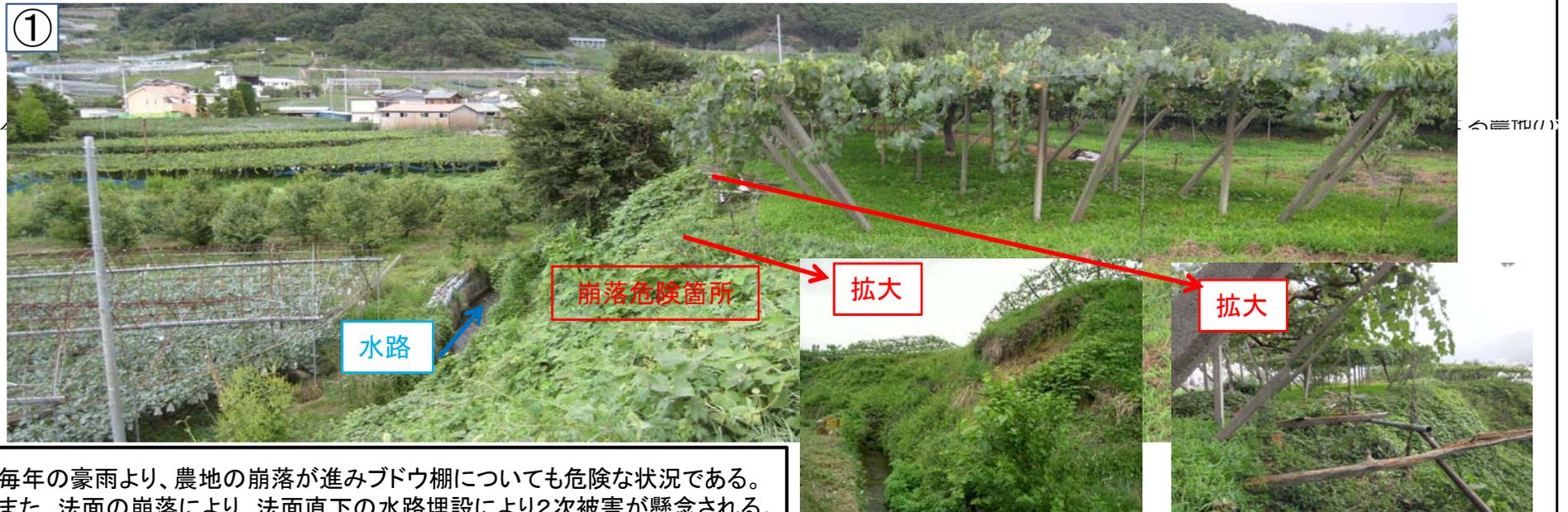


凡 例	
受益地	
土砂崩落防止施設	
河川・水路	
国道	
県道	
広域・農免農道	

事業概要		
主要工事	土砂崩落防止施設 1工区	A=1669m ²
	土砂崩落防止施設 2工区	A=3400m ²
受益面積	A=14.7ha	

2. 添付資料シート

①



毎年の豪雨より、農地の崩落が進みブドウ棚についても危険な状況である。
また、法面の崩落により、法面直下の水路埋設により2次被害が懸念される。

②



ほ場の際まで崩落が進み、崩落高さは約15mであり、農地の崩壊及び、営農上の危険が懸念される。